

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄復帰準備委員会（代表代理会議）①

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 沖縄復帰準備委員会, 代表代理会議 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43740

昭四五年五月

外務省
官報

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

409

電信写

外務省
次長

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

参事官

総番号(TA) 20616
 70年 4月 30日 18時 30分 十 八 発 米北
 70年 5月 1日 00時 42分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議報告書

準第23号 平
 貴電米北/第24号及び往電第21号に
 冒頭貴電各項において御指示のあったライ
 ンで米側との協議を続行することとす
 5月6日の代表会議のため報告書案は冒
 頭往電のテキストにその後の調整の結果生
 じた下記諸点の修正を加えた形で取り
 纏めたいところ、何分の儀取急で回電あり
 たい。
 1. 第2パラグラフ後段の

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ALTERNATES REQUEST AUTHORITY TO
 MOREOVER, THE ALTERNATES ALSO SUGGEST AGREEMENT
 ON THE PRINCIPLE THAT ADDITIONAL AD HOC SUB-
 COMMITTEES MAY BE APPOINTED AND DISBANDED AS
 REQUIRED BY DEVELOPMENTS. IT IS ASSUMED THAT THE
 NATURE OF THE PLANNING FOR THE TRANSFER OF
 ADMINISTRATIVE RIGHTS TO JAPAN WILL REQUIRE
 ADDITIONAL SUB-COMMITTEES FOR LIMITED PERIODS OF
 TIME. とす。(小委員会等の増設等が可能な
 旨を一般的に述べるといふことと
 するもので、了政府もこの旨意見が一致し
 ている)。
 2. 第2パラグラフのBの(1)はそのままとし
 (2)については

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

THE THREE ALTERNATES WILL COORDINATE INFORMATION-GATHERING ACTIVITIES BY OFFICIAL ^{ALGOZ} MISSIONS FROM AUTHORITIES OF USG IN OKINAWA FOR PURPOSES RELATING TO REVERSION とし、(3)については、THE THREE ALTERNATES WILL ARRANGE THE CHANNELS THROUGH WHICH NON-RYUKYUAN RESIDENTS INCLUDING BUSINESSMEN AND PROFESSIONALS CAN CONSULT WITH THE APPROPRIATE AUTHORITIES OF GOJ PRIOR TO REVERSION. (右については小委員会において

これらの諸活動に際しせしめることが望ましいとの考え方も考慮しつつ、右に持わす代表代理会議が最も適当な方法でこれを処理し、また、一般的に規定しておくにとどめるもので米側もこれに同意している)。

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

3. 又4パラグラフは下記の案に差替える
 THE 47 RECOMMENDATIONS MADE BY THE ADVISORY COMMITTEE TO THE HIGH COMMISSIONER HAVE ESTABLISHED AN IMPORTANT FOUNDATION FOR THE WORK NOW TO BE UNDERTAKEN BY THE PREPARATORY COMMISSION.
 MORE OVER, THE SMOOTHNESS OF THE REVERSION PROCESS WILL BE FACILITATED IF THE THREE GOVERNMENTS CONCERNED WILL CONTINUE TO CONCERN THEMSELVES WITH THESE RECOMMENDATIONS UNTIL ALL HAVE BEEN FULLY IMPLEMENTED. (これは代理会議における意思表示として、以下同じ形式にリフレーズしたもので、政府が同意している)
 4. 又5パラグラフを下記のごとき表現とする。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

5. TO RESPOND TO THE REQUEST OF THE CONSULTATIVE
COMMITTEE TO BE KEPT INFORMED OF THE PROGRESS OF
THE COMMISSION FROM TIME TO TIME, THE ALTERNATES
RECOMMEND THAT A COPY OF THIS REPORT UNDER THE
TITLE OF "REPORT TO THE CONSULTATIVE COMMITTEE
FROM THE PREPARATORY COMMISSION." BE FORWARDED
THROUGH PROPER CHANNELS TO CONCOM TOGETHER WITH
AN INDICATION OF THE ACTION TAKEN ON IT BY THE
COMMISSION AT THE 6 MAY MEETING. (CONCOM に対する

報告提出を明記することと米側は強く主張
してあり、わか方は THROUGH PROPER CHANNELS
の挿入により、文体に含ませよう工夫した
もの)。

(3)

— 5 —

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 平	符号表示 暗 略 (平)	総第 23757 号	(※印欄内は電信課記入)
第 19 号		昭和 年 5 月 / 日 - 時 20 分 秒 22	
大至急 (至急) 普通・LTF		発電係 18	
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官一房一長	主管 アメリカ局 5 参事官 3 北米才一課長 1	主管局部課(室)名 アメリカ局北米才一課 起案 昭和 45 年 5 月 1 日 起案者 有田 電話番号 446	
協議先 条論課長 1 半信 1 R 法規課長			
在 那 嘉	其 領 大 使 総領事	臨時代理大使 代 理	あて 憲 知 大 臣 発
電 報 在	大 使 総領事	臨時代理大使 代 理	あて
件名 代理会議報告書			
責 任 準 才 23 号 に 準 じ			
1. 富 強 責 任 七 七 二 号 紙 の 修 正 を 加 之 在			
新 の 七 七 二 号 紙 の 取 り 替 へ 美 意 を 在			
2. 1 日 聖 陽 参 事 官 上 り 憲 法 七 七 二 号 紙			
に 在 り、 地 位 協 定 通 用 現 地 準 備			

電信課
1
4
5
6
3
2
1
204
99

2

小委員会が名称に同じ、半例が
 程度は civil aspect of application
 の用語は以下に述べた2つの理由
 により望むべき。序文通りと
 しては米例と違得あり。
 (1) 地位との関係に一般の適用が
 望む。civilに絞るべきに
 決定される作業は行政的のみ
 印象を与えず望むべきに。
 (2) 富強面については準備委員会と直接
 扱われるべき。既に内閣了解され
 20392、半例が程度は3号紙に
 在り。

(3)

(昭和四十七年五月)

GB-1

GB-3

外務省

事務次長
 副事務次長
 第一部長
 第二部長
 第三部長
 第四部長
 第五部長
 第六部長
 第七部長
 第八部長
 第九部長
 第十部長
 第十一部長
 第十二部長
 第十三部長
 第十四部長
 第十五部長
 第十六部長
 第十七部長
 第十八部長
 第十九部長
 第二十部長
 第二十一部長
 第二十二部長
 第二十三部長
 第二十四部長
 第二十五部長
 第二十六部長
 第二十七部長
 第二十八部長
 第二十九部長
 第三十部長
 第三十一部長
 第三十二部長
 第三十三部長
 第三十四部長
 第三十五部長
 第三十六部長
 第三十七部長
 第三十八部長
 第三十九部長
 第四十部長
 第四十一部長
 第四十二部長
 第四十三部長
 第四十四部長
 第四十五部長
 第四十六部長
 第四十七部長
 第四十八部長
 第四十九部長
 第五十部長
 第五十一部長
 第五十二部長
 第五十三部長
 第五十四部長
 第五十五部長
 第五十六部長
 第五十七部長
 第五十八部長
 第五十九部長
 第六十部長
 第六十一部長
 第六十二部長
 第六十三部長
 第六十四部長
 第六十五部長
 第六十六部長
 第六十七部長
 第六十八部長
 第六十九部長
 第七十部長
 第七十一部長
 第七十二部長
 第七十三部長
 第七十四部長
 第七十五部長
 第七十六部長
 第七十七部長
 第七十八部長
 第七十九部長
 第八十部長
 第八十一部長
 第八十二部長
 第八十三部長
 第八十四部長
 第八十五部長
 第八十六部長
 第八十七部長
 第八十八部長
 第八十九部長
 第九十部長
 第九十一部長
 第九十二部長
 第九十三部長
 第九十四部長
 第九十五部長
 第九十六部長
 第九十七部長
 第九十八部長
 第九十九部長
 第一百部長

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

284

総番号 (T A) 22700
 70年 12月 18日 18時 32分 ナハ 発着
 70年 1月 13日 01時 00分 本省 発着
 外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 徳領事 代理

代表代理会議

第41号平

往電第20号に關し

13日代表代理会議を南催若手江
 ヲトよりフジテレビ出張在中等次回代
 表会議が滞りなく行なわれたいと
 各各位の協力と謝意を申し述べ
 入議事に入つたおの概要下記

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

通し。

1) 非琉球人の權益保護 (ガイドライン
 11.3 (3)) に關しては 当方より GJ 側にお
 いては 佐々木書記官が INQUIRY の処
 理等と相当することになった旨を述べ、今後
 内閣の答復により 適宜の委員会にお
 いて 是れを 取上げざる 含みとする ことに意
 見が一致した。

2) 調査団活動調整 (ガイドライン 11
 3. (2)) に關しては 当方より GJ 側にお
 いては 岡野書記官が 相当することにな
 った旨を述べ、米側は 従来通り USCAR
 涉外局に 直接に連絡することと
 差支を ない 旨を 表明し、 当方より 調
 査団に 關しては 単なる PL/DMX に

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

とと"まらす調査団の派遣自体
をメソッドベースで今後調整するに
努む生じ得べきことと指摘し、小委
員会の中で取上げの含みとすこと
をリマインドすると共に米側としては原則
として本件ルートで連絡する場合に限り
アポイントメントに依る建前とせざる
は調整の意旨先をわすれず慎重に
旨付言しておいた。

3) 資料情報の交換 (カハラ 113(1))
に付しては各政府相互間の資料要
求のルートと小委員会の審議との関
連における資料交換のルートの双方
が考慮されること。前者に付しては
各エレメントが担当官を指名するに
て

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

検討することになった(当方は佐々木書記
官と予定)。
4) 小委員会に付しては代理会議にお
いて若干の総合的な問題別リストを
作成することから先決とする。この
代表会議において採択された報告書
等3項等2節に示されるように各
小委員会が自主的に若干の分野の
問題を出し出すことが現実的な作
業進行の方法であるとする。賛揚セ
テカとの間に意見の一致が分かれ
た。このことは後者の考え方も了解し
得る。この早急に米側の内部調整を
進めたい旨述べた(なお、これらの
実

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

閣下、当方より、^新米北 / 第24号2
 の考案を南陳村とともにかが方
 では既に馬淵参事官、山口
 書記官が産業整備担当に
 指名されたり、その他の担当官
 も逐次着任する中で早急に川
 委員会が南権に依り用者が
 ある旨を述べた。 (3)

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (TA) 235/3 主管
 70年5月15日19時40分 沖絶 猪着 米北
 70年5月15日22時07分 本省 猪着
 外務大臣殿 高橋大使 臨時代理大使 総領事 代理

代表代理会議

ア48号 平 (秘扱)

宛電ア44号に同じ

1. 本日の会議では主として小委員会が構成について討議した。賀陽より日本側としては各小委員会毎に主任委員を定め、その下に適宜補佐委員を付する予定としており、本日午後警察庁、運輸省、防衛庁より各小委員会メンバー要員着任するので、右着任を待つて正式メンバーを発表する予定としている旨述べた。

外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

大蔵省 外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(当方案別電す)

一方レポートより米側メンバーについては目下USCARとの調整を急いでおり、次回会合で正式発表しうる見込みであること前置きし、産業経済は未定なお総務に BILLINGSLEY、地位協定 COL. MEADS (SPECIAL TASK FORCE)、施政権返還 WALTERS をそれぞれ常任委員に予定しての旨発言があり、また副長よりは産業経済ない総務にサキ、地位協定ワマキ、施政権返還にカキノハナを各々主任委員とすることを内定しての旨述べた。

2、釜陽より各小委員会会議の RECORDING については各 ELEMENT の委員において適宜責任をもつ方法とするとの従来の了解を確認した。なおレポートは当方よりの意見打診にすぎ、各代表代理は各々政

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

府の主任委員より討議の内容等につき報告を受け、べきは当然かと芳之助の意見を加えて代理会議の場合において各小委員会より討議の内容につき報告を受け、ことはいまのと述べ、日琉双方ともこれを了承した。

(3)

シカヒ 万大 博版

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外務省
事務次長
大臣官舎審議長
長官官舎審議長
長官官舎審議長
長官官舎審議長

参調折企
参領旅移

参地中東
参北東西
参北東西
参北東西
参北東西

参近ア
参近ア

参統
参政技二
参政技二

参政経科

参社専
参道内外

参道内外

総番号(TA)

主管
米光

訂正報

電信課
44.5.16

16日付沖繩官報大使来電第49号
(TA 23528)本文下記通り訂正
された。

記

件名 小委員会委員の氏名

とページ/行目

ヤマ、
地位協定適用準備主任委員 賀陽委
員、宇山、アマコ、スズキ。
なお併任者以外

(B)

外務省

シカヒ 万大 博版

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外務省
事務次長
大臣官舎審議長
長官官舎審議長
長官官舎審議長

参調折企
参領旅移

参地中東
参北東西
参北東西
参北東西
参北東西

参近ア
参近ア

参統
参政技二
参政技二

参政経科

参社専
参道内外

参道内外

235

総番号(TA)

24112

主管

70年5月19日16時45分
70年5月19日21時25分

沖繩 米光
本省 米光

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

代表代理会議

才55号 平 (秘扱い)

往電才48号に因り

1. 賀陽より日本側各小委員会メンバーの
リストを米、琉各代理に手交の上、
各委員を紹介した。ショットより産業経
済小委員会米側常在委員として BURKE
(現軍務務者再就職調整官)を、また SOFA
小委員会常在委員 MEADS 大佐の補佐
委員として WALTERS 及び FEATHERSTONE
を予定している旨述べると共に米側と
しては各小委員会のメンバーの配置は
なお、流動的であると述べた。

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

2. ショットより小委員会の作業状況あるいは主任委員名等の公表は秘密保持の面から行なわなむとの原則を堅持したい旨提言があったが瀬長よりこの原則を貫徹することは困難ならんとの発言あり、賀陽よりプレスの関心にも鑑み、本件については各政府とも報道関係者に対する責任者を決め適宜応待することが実際的なるべしと述べおいた。
3. 小委員会の今後の作業の進め方についてショットより来月3日の代表会議までにあと2週間を残すのみとなったので各小委員会とも担当の向題について早急にリストアップし代理会議に報告してほしいとの提言あり、賀陽より産業経済小委員会日本側委員では既にリストの試案の作成に入っているが(追電する)各小委員会ともリスト作成と平

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

行的に現実に取り上げるべき向題あらば具体的な形で取組む建案とすることが肝要である。従って小委員会の会合を早急に南き作業の進め方を検討する要あると強調しておいた。なお、小委員会はADCOMのそれとは異なり取扱う向題委員の数など多いことからショットは委員会についての定則をいづれ設ける要ありと思われる旨発言したが、瀬長より次回代表会議まで余日がないのでまず小委員会の会合をもつことが先決であり、定則については実際的な必要により決めていくことが望ましいとの提言あり、日米各代理これに合意した。

4. 原則と指針に基づき現地でとるべき三つの措置のうちショットの提言により日本政府調査団調整準備に関し、米民政府との連絡方法につき更に各係官の間

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

{

で検討することとした。

5. 小委員会については各主任委員のイニシアチブにより開催しうる了解とした。

-4-

(了)

大阪 万博

政務次官 典房
官 長 菅野
官 長 菅野
官 長 菅野
官 長 菅野

官 長 菅野
官 長 菅野
官 長 菅野
官 長 菅野

官 長 菅野
官 長 菅野
官 長 菅野
官 長 菅野

官 長 菅野
官 長 菅野

官 長 菅野
官 長 菅野

官 長 菅野
官 長 菅野

官 長 菅野
官 長 菅野

官 長 菅野
官 長 菅野

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更等については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 24324
70年5月20日15時20分 沖 縄 署 北
70年5月20日17時41分 本 署 北

外務大臣殿 高瀬 臨時代理大使 総領事 代理

産業経済小委員会検討項目

代理会談

第56号 年 (秘扱)

第55号に關し

各小委員会の構成も決定したので逐次開催の準備がとすよう取計ったきところ、産業経済小委員会については一応下記の項目を相手方より提示することといたしてお見込みにより関係相手とも打合せの上何分の儀取急を回憶ありたい。なお本項目は長期的観点から例示的のものとして作成したものであり今後における各小委員会の議論のための資料となる性格を有するものであることをお含みおきありたく、米琉側も試案を準備中の模様であるので席上これ等とつぎ合せの上

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

リスト作成を具体化してゆく手順を考えている。

- (1) 外資企業の取扱
 - (2) 諸条約協定等の取扱 (沖縄に対する適用の問題点)
 - (3) 外国人の利益保護
 - (4) 輸入制限に関する措置
 - (5) 旧国果有財産の取扱
 - (6) ドル資産の保護と交換性の問題
 - (7) 課税問題
 - (8) 石油問題
 - (9) 水道問題
 - (10) 電力問題
 - (11) 在沖米國資産の承継
 - (12) 通貨切替問題
 - (13) 本土沖縄間就航船舶の取扱
 - (14) 本土沖縄間就航航空機の取扱
- なお他の小委員会についても米琉側の方針

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

も打診の上適宜準備を進行することと致し
たい。

(3)

— 3 —

万大 博談
 (大) 次 典房
 巨 官 審 監 長 長
 儀 總 人 計 算
 書 放 出 賞 給
 園 資 長 領 移 長
 参 調 折 企
 参 領 旅 移
 参 地 中 東
 長 北 西
 (長) 参 北 北 保
 中 南 審 歐
 参 西 東 洋
 長 西 東
 参 審 近 ア
 長 次 總 經 國 万
 長 参 質 統 國
 参 政 技 二
 長 参 統 協 長 系 國 一 理
 (参 参) 務 概 規
 長 参 政 經 科 國
 長 参 社 専
 (参 参) 務 内 外
 長 文 長 一 二

注 意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写
 總 番 号 (T A) 29868
 70 年 5 月 22 日 19 時 31 分 沖 縄 省 米 北
 70 年 5 月 22 日 22 時 20 分 本 省 着
 外 務 大 臣 殿 (高橋) 大 使 臨 時 代 理 大 使 総 領 事 代 理

代表代理会議
 562号 平 (教) 扱
 往電の件について
 22日 代理会議の概要はつきり
 1. 整陽より昨21日の山中・ラニポート会
 談後発表された琉球予算赤字及び第5分科
 省と内閣の取り決めの山中長官のステートメ
 ントを披露したところ。レポートは特に外
 交交渉に拘束しつつ、準備書が第5分科
 によって検討が行なうことが合意された
 ことは意義深いものと思ふ旨述べた。

秘 162

注 意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

2. 曾野経電の日本政府調査団の調整争
 紛れに対し、整陽より各政府担当官で検討
 した結果、本件については日本側担当官
 より調査団の目的とスケジュールを
 PRECOM、米琉各担当官に対し通報す
 ることとし、USCARと直接アポイントメン
 トを取付け、ワーキンググループ
 イブの合意を達しを旨述べておいたが、
 レポートより受理した通報の米側取扱いに
 ついては能率向上法を存否を検討しそ
 考案がなされた。

3. レポートより来る23日の代表会議で討議
 すべきものとして (1) 代理会議よりの
 報告事項 (2) 新聞発表文の起草、(3) 記者
 会見実施の適否の3点が挙げられたが、
 (1)については前回会議で提起したとおり、
 早急なる各小委員会での担当問題リストを

秘

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

作成、代理会議の報告して欲しいとの提
言あり、日琉各代理にもこれを了承す。
4. 上記了承の基つき本22日午後産業経済
明23日施政権移転、25日(月)地位協定、
各主要会をさへむら南能す、ことん決
定す。

(?)

— ? —

大阪 万大

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

222

電信写

政務次官 典房
 官審長 長
 官入電厚計
 文會給
 参調
 参領旅移

総番号(TA) 25333
 70年5月25日 8時40分 沖縄 籍
 70年5月26日 0時55分 本省 籍 米北I
 外務大臣 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

産業経済小委員会

ネグ2号 平 (北扱)

往電ネ64号2で報告したとおり、産業経済小委員会は本日の会合で米側が準備した本小委員会所管と考えられるBASICかつGENERALな下記ITEMについて討議した結果右を明日の代理会談にTENTATIVEなものとして報告するとしした。なお、日本側としては上記報告に示されたITEMは必要とするものと考えられるも、既に独自のITEMリストを東京に送付し、本小委員会が取上げらるべきITEMとしての適否につき請訓中であり、東京よりの回答如何によっては上記米側の

参地中東
 北基西
 参北北保
 参一三
 参西東洋
 西入

参書近ア
 次総経国万
 参質統国
 参政技二
 国一理
 参条協規
 参政経科
 現社専
 参領内外
 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ITEMにつきなお調整を要する場合も
 起り得べき旨念を押しおいた。

記

1. TREATMENT OF FOREIGN INVESTORS
2. APPLICATION OF EXISTING TREATIES (FCN, ETC)
3. CONTROL OF FOREIGN TRADE (ADMINISTRATION OF IMPORT/EXPORT REGULATIONS: QUOTAS, RESTRICTIONS, ETC)
4. ADMINISTRATION OF FINANCIAL INSTITUTIONS (INSPECTION, REGULATORY CONTROLS, ETC)
5. TRANSITION TO YEN ECONOMY (CURRENCY CONVERSION)
6. TRANSFER OF ASSETS
7. REQUIREMENTS OF ECONOMIC DEVELOPMENT (INFRASTRUCTURE, INVESTMENT INCENTIVES, ETC)
8. ITTAIKA OF TAXATION SYSTEM
9. REQUIREMENT AND FEASIBILITY OF A TRANSITION PERIOD (PLANNING AND IMPLEMENTATION MEASURES)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- 10. ADMINISTRATION OF POL (SALES, DISTRIBUTION, ETC)
- 11. APPLICATION OF INDUSTRIAL SAFETY AND POLLUTION REGULATIONS
- 12. REVIEW OF US AND GOJ ASSISTANCE PROGRAMS (MAGNITUDE AND COMPOSTION OF AID PROGRAMS, BUDGET DEFICITS, ETC)
- 13. TREATMENT OF FOREIGN PROFESSIONALS
- 14. TREATMENT OF REAL ESTATE TITLES AND LEASES

(3)

ソカヒ 万六 博飯

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

169

政事外外儀育
事務 典務
次次
官直海審長長
備編 算計
儀書文書當給
備給

調折企
参領旅移

ア 参地中東
長 北東西
米長 参北北保
中南審 参一二
歐 参西東洋
長 西東

近丁長 参審近ア
経 次総経国万

長 参領統
経協具条 参政技二
長 参条協規
園 参政経科
長 参社專
情長次長 参通内外

総番号(TA) 25335
70年5月28日 20時45分 三申 絶
70年5月26日 01時58分 本 省 署 米北

主管 署 米北

外務大臣 殿 商新(大) 臨時代理大使 総領事 代理

施政権移転小委員会
第73号 平
往電第67号に關し
本25日9 施政権移転小委員会少議事
要は次9箇!

1. 冒頭往電の7-2の第6あり当方と12は9
RIの機能の内USCARの分入によつて
(旅行地)の3部分に於て整理文42112

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

新分はつき整理された
 INFORMATION を求めおくに必要
 ありと考へていたとす。本日の会合で
 別電等7本等のリストを米側より提示
 があり、又 GTRI よりは米国の責任につき
 米側が今後承継することも希望する
 向是等とす

1) PROVISIONAL MEASURES FOR
 ARIA SCHOLAR-SHIP PROGRAM.

2) POSTGRADUATE MEDICAL TRAINING
 PROGRAM

3) AID IN KIND BY PL 480 の3項
 目を提示した。

2. 明26日代理会議におい各小委
 員会の審議状況の報告を行なうこと
 となつていふことあり、原則と指

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

針に示されし「USCR の機能の
 適切なる処理」をアンプラとし米疏
 双方がこの大枠の中で実例としては上
 記別電の項目と討議するに必要
 であることと示唆したという本日まで
 の経過とその終代理会議にリポート
 することに合意した。

3. 本小委員会においこれは USCR の機能
 面に着目してアポロ7の計に種々の分
 野が展開するもの了解のもとに今後
 で更に BRAIN EXERCISE を盛りこ
 ませるべきことと意見が一致し
 たり今後この運営につき現段階で
 検討する旨の指示がなされた。

五月廿九日 09:30 宛

万六
ヒセ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

227

電信写

大政事外外機官

務務 與屏

次次

臣官官審審長長

儀儀 計計

儀儀 次次 会会 當當 給給

儀儀

國國 資資 長長 領領 移移 長長

參參 調調 折折 企企

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

參參 領領 移移 長長

總番号 (TA) 2533 / 主管
 70年 5月 25日 20時 30分 沖繩 發着
 70年 5月 26日 0時 2分 本 省 着 北1
 外務大臣殿 (高野大使) 臨時代理大使 總領事 代理

施政方針報告委員会 (7/25)

7/24 午 午
 往電 73号 新電 物提 7/21
 (以下別紙英文)

84号 (4:25 追加)

- 1
- 2
- 3
- 4

近了近了

長長 次次 總總 國國 方方

長長 參參 贊贊 統統 國國

長長 參參 贊贊 統統 國國

長長 參參 贊贊 統統 國國

長長 參參 贊贊 統統 國國

長長 參參 贊贊 統統 國國

長長 參參 贊贊 統統 國國

長長 參參 贊贊 統統 國國

長長 參參 贊贊 統統 國國

長長 參參 贊贊 統統 國國

長長 參參 贊贊 統統 國國

長長 參參 贊贊 統統 國國

長長 參參 贊贊 統統 國國

長長 參參 贊贊 統統 國國

外務省

① PROVISION OF ADVISE AND ASSISTANCE IN THE DEVELOPMENT AND OPERATION OF EDUCATIONAL SYSTEMS (INCLUDING UNIVERSITY EDUCATION) IN AREAS SUCH AS: SCHOOL FINANCING: DEVELOPMENT OF STANDARDS AND PROGRAMS FOR SCHOOL CONSTRUCTION AND EQUIPMENT: DEVELOPMENT OF SCHOOL LEGISLATION : TRAINING OF SCHOOL ADMINISTRATORS AND TEACHERS: VOCATIONAL TRAINING: AND THIRD COUNTRY SCHOLARSHIP AND OTHER TRAINING PROGRAMS. ② DEVELOPMENT AND IMPLEMENTATION OF MEDICAL PROGRAMS IN THE RYUKYUS, TO INCLUDE: HOSPITAL AND MEDICAL FACILITY ADMINISTRATION: NURSING SERVICE AND TRAINING: MEDICAL TREATMENT AND HEALTH SERVICE: PUBLIC HEALTH EDUCATION PROGRAM: ENVIRONMENTAL SANITATION, VETERINARY SERVICES AND PROGRAMS: AND TRAINING OF DOCTORS AND MEDICAL PERSONNEL. ③ PROVISION OF ADVICE TO THE GRI AND MUNICIPALITIES IN THE DEVELOPMENT, ADMINISTRATION AND IMPLEMENTATION OF LABOR PROGRAMS, TO INCLUDE: PROMOTOING RESPONSIBLE LABOR UNIONS, ASSISTING IN THE PROMOTION OF SOUND LABOR-MANAGEMENT RELATIONS THROUGHOUT THE ECONOMY: AND PREPARATION OF LABOR STATISTICAL REPORTS.

④ MONITORSHIP OVER AND PROVISION OF ADVICE
TO THE GRI LEGAL AFFAIRS DEPARTMENT, PROCURATOR
AND COURTS. ⑤ PROVISION OF ADVICE AND ASSISTANCE
TO GRI PRISONS AND REFORMATORIES AND MUNICIPAL
FIRE DEPARTMENTS. ⑥ PROVISION OF ADVICE AND
GUIDANCE TO THE GRI REGARDING DEPORTATION AND
TRANSFER OF FAMILY REGISTERS AND PERMANENT RESIDENCE
INTO THE RYUKYU ISLANDS.

(3)

— 3 —

GRIの希望(半分の責任は日本側が今後継続的に環境対策)

- 1. Provisional measures for avia scholarship program
- 2. Postgraduate medical training program
- 3. aid in kind by PL 480

万大 博覧
 政外外機
 務務 典房
 次次 長長
 臣官官審審長長
 備備 厚計
 備備 文会管給
 国資 参調析企
 長長 領移移
 長長 参領旅移
 参地中東
 長北東西
 長北北保
 中南 参一二
 参西東洋
 長西東
 近参近ア
 長経 次総経国万
 長参参統
 長経協長二
 国一理
 参参協規
 長国 参政経科
 長社野
 長内外
 長文長 二

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写
 総番号(TA) 25523 主管
 70年5月26日19時45分 沖縄 宛米北/
 70年5月26日23時16分 本省 着
 外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議

甲77号 干 (秘扱い)
 復電甲62号に因し
 本26日の代理会議の概要次の通り。
 1. ショットより各小委員会先週以来それぞれ
 会合を行なっているが、それぞれ具体的
 項目につき近日中に何らかの実質的合意
 を期待し得るや疑問もある。この場合によ
 っては会議の延期を考慮せざるを得ず、本
 可否について各代理の所見を求めた。
 2. 賀陽より現時点では特に延期を是とす
 る理由は見当らないこと、少なくとも産
 業経済小委についてはタンジブルな数項目し
 につき合意し得る公算もあり、これだけで

秘 205

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

一つの成果と見なされるべきこと、本土記
 者団の PRECOM の審議状況についての増
 大する関心に鑑み、代表会議はこれに対処
 し得る機会を提供すること、例えば共通生
 済の取極等題となり得ること等につき述
 べたところ、セナがよりも同様の発言があっ
 た。
 3. 中間的素材にても CORDINATE した上報告
 に盛り込むこととし、既定方針通り代表会議開
 催の線に準備を進めることに致し、ショット
 より準備すべきは(1)新聞発表文の起草、
 (2)代表会議への報告、(3)記者会見に対する
 方針決定の子集であるが、経済小委員にお
 いて起草せしめることとし、28日午後ま
 でに DRAFT 作成し右を各エレメントで検討の
 上6月1日午前中に FINAL なるものとする
 ことにつき合意した。また(1)については
 会見を行なうか否か代表及び顧問共同で
 (2)

秘

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

行なうか、または三代表共同あるいは各政府毎に単独で行なうかは各代表または顧問の意見を徴することと決定した。

4. 午後代理会議に引続き各小委員会の審議状況につきレジャーしたが施政権小委については特に問題点を釐詰めるため早急に再会合するよう指示することとした。

(3)

(3)

ソカヒ 百六 四四

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

203

電信写

政事外務省
事務次長
官官審審長長
係係人部部計
係係文会会給
長長
参参調折企
参参領旅移
長長

総番号(TA) 21006 主管
70年 9月 28日 19時 58分 沖縄 着 米地/
70年 9月 29日 01時 17分 本省 着
外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

施政権移転小委員会

ア 83号 下

宛電ア73号に同じ

施政権小委員 27月南催(与方賀陽、中山 佐々木、米側ウォルターズ、クレーマー、タテウ、琉球 側カキノハナ、マフソ)。

- 冒頭与方よりGOTとして(米国示唆せ る如く「DISPOSITION AS APPROPRIATE OF USCAR FUNCTIONS」をWING ITEMとしその もとで民政府の諸機能のうち米側が復帰 までにGRIまたはGOTにトランスファーするこ とを考えているカテゴリー(米案、宛電ア74号) を付したものを本小委員会の当面の審議 のパターンとせよというラインで米側の代表

ア 参参中東
長長 北北西
参参北北
参参南南
参参西東洋
長長 西西

近了近ア
長長 参参近近ア
経経次次総総国国
長長 参参統統
参参政政技技二
国国一理
参参条条協協
長長 参参政政経経科
長長 参参社社專專
参参道道内内
長長 一
長長 二

(4)

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

会議に報告することが望ましいこと、GRI 提出の(4項目)については現段階ではMUNDONI にすぎない嫌いあり、今後上記のパターンで審 議を進める過程でこれらのアイテムを取上 げるといふ検討することが実際のところと 述べたところ、米琉双方ともこれに同 意した。

2. 与方より上記米案(6項目)は有用で あるが未だ網羅的でないといへたと、 席上クレーマーより別電ア84号の4項目を 追加提出された。

3. クレーマーよりUSCARの諸機能を考察して 行く場合、GRIまたはGOTにトランスファーして 行く部面と機能をいわず停止する部面 (USGの財政事情その他でプロジェクトを継 続し得なくなり機能を消滅する部面 等)の二つがあるがこれを双方委員の小 委員会を取上げるかどうかについては自

(2)

(5)

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

分限りのレベルでは決めかねる問題点を
含んでいるので、USCAR 首魁とも相談した
しと述べた。

4. 上記1.のラインで6月3日の代表会議に
対する代理会議の報告書の通り委員会が
関係部分を取りまとめることと致したく
了承願したい。

5. なお身方より今後 USCAR の機軸面の考
察を更に進める場合、その根拠となってい
る関係の布令布告の問題に COME ACROSS
することとなるべくその際は必要に応じ
一つの布令号につき米測と母体的にテ
アップすることとする」と述べたところ
「ク」ほかかる成行きとするべきことに同
感ありと答えた。

(3)

(3)

ソカヒ 万大博談

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

82

総番号 (TA) 26008 主管
70年 月 28日 19時 56分 沖繩 駐 紮
70年 5月 29日 01時 18分 本省 駐 紮 米比/

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

施政権移転小委員会

才84号 平
往復才83号別費

1. ASSISTANCE TO THE GRI AND RYUKYUAN ENTERPRISES IN COMMERCE, AGRICULTURE, FORESTRY, FISHERIES, NATURAL RESOURCES DEVELOPMENT, MINING, AND LIVESTOCK.
2. PROVISION OF TECHNICAL GUIDANCE TO INSURANCE COMPANIES.
3. PREPARATION AND IMPLEMENTATION OF LONG RANGE CONSTRUCTION PROGRAMS FOR PROVIDING ADEQUATE PUBLIC WORKS AND UTILITY SYSTEMS WITHIN THE RYUKYUS.
4. ADMINISTRATION OF CONSTRUCTION PROGRAMS COMPLETELY FUNDED BY GOJ, TO INCLUDE DESIGN AND COST REVIEW, SITE INSPECTIONS, PROGRESS AND FINAL INSPECTIONS, APPROVAL OF PAYMENTS TO CONTRACTORS.

(3)

政事外外領司
事務 典房
次官 審審長長
備給入留計
備文: (結
国資 参調折企
長 参領旅移
参領移長

ア 参地中東
長 参北北保
参一
参西東洋
参西京

近ア長 参寄近ア
参次總經國万

長経協長 参質統
参政技二
参一理
参協協
参政養科
参社專
参道内外
一一

万六
傳販

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外務省

事務次長

官官審密長

長長厚計

備給

會會營給

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

長長

総番号(TA) 26183 主管
 70年5月29日 18時25分 沖繩 発着
 70年5月29日 20時47分 本省 北北

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

代理会議

第88年平(秘扱)

往電第77号に開

本29日代理会議の議事要旨次の通り

1. 来33日9第3回 PREPOMの
 - (a) 開催時刻と午後3時とすこと
 - (b) 記者会見の方法につきソットより各代理の意向と反して(1)に於ては日琉とも異議なきこと。(2)に於ては(米側)は HICOMの意向と月曜日(1日)確認とするおそれなく代表による共同記者会見には否定的見解を述べしとの趣取) 賀陽より代表による共同

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

記者会見が不可ならは代理レベル
 会見も一案なるべしと述べた。
 瀬長は代理レベルの共同会見に
 可なりも主席としては代表及び顧問
 により共同記者会見を希望しており否か
 不可能ならば記者団からの要請は
 何にもよるか主席個人の記者会見は
 やらざるを得ないであろうと述べた。

2. 会議当日の新聞発表文及び代表
 会議への報告文々の内容については
 夫々案文作業を進行することとした。

3. 次回は6月1日の予定。

-2-

外務省

WING

万大
博販

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

86

(大政経外列候)

事務次官 典房
大臣官舎 長長
備後 人電厚計
備後 文会當給

参 参
資 参 調 新 企
長 参 領 旅 移
領 移 移 移

ア 参 地 中 東
長 北 西
参 北 保
中 南 密 欧
参 西 京 洋
長 西 東

近 参 参 近 ア
長 次 総 經 國 万
参 参 参 参 参
長 經 協 協 協 協
長 國 参 政 技 二
参 参 参 参 参
長 國 参 政 經 科
参 参 参 参 参
長 参 参 参 参 参
長 参 参 参 参 参
長 参 参 参 参 参
長 参 参 参 参 参
長 参 参 参 参 参

総番号(TA) 26442 主管
70年 5月 30日 18時35分 津 続 発 北
70年 5月 30日 23時39分 本 省 着 北

外務大臣 農 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

準備委員会に対する代理会議
の報告

第91号 平(秘防い) 至急
往電第88号に同じ

6月3日の準備委員会第3回会議に
提出すべき代理会議の報告につき、作業
委員会レベルで協議の結果、29日別電
第92号の通りの暫定の草案を得るのと
知らせする。本草案内容については今後
修正あるかも知れないので、右不含有り
ない。なお、5項TABは産業経済小委
のアイテムに関する事であり、議案を得っ
て最終的に作成し、改めて精製する予定
であり、TABは往電第83号1.の

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

WING ITEM と 往電第74号の6項目
及び往電第84号の4項目と733見込み
に733見込み (TABは既定方針通り)。

3)

外務省

大 阪 府

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

592

政 算 外 外 蔵 省
 務 務 典 房
 次 次
 臣 官 官 審 審 長 長
 備 備 人 人 計 計
 備 備 文 文 会 会 營 營 給 給
 資 資

国 資 長 領 移 長
 参 調 析 企
 参 領 旅 移

参 地 中 東
 参 北 東 西
 参 北 北 保
 参 一 二
 参 西 東 洋
 参 西 東

参 審 近 ア
 次 總 經 國 万
 参 貿 統 國
 参 政 技 二
 参 國 一 理
 参 系 協 協
 参 政 経 科
 参 社 專
 参 道 内 外
 参 一 二

總 番 号 (T A) 26445
 70 年 3 月 30 日 18 時 48 分 沖 繩 主 管
 70 年 3 月 30 日 23 時 42 分 本 省 発 着 米 北 /

外 務 大 臣 殿 高 瀬 (大 使) 臨 時 代 理 大 使 総 領 事 代 理

準 備 委 員 会 対 于 代 理 会 議 の 報 告

才 92 号 平 至 急
 佐 電 才 91 号 別 電

(以 下 別 紙 英 文)

信 用 平 等

29 MAY 1970 REPORT TO THE PREPARATORY COMMISSION FROM THE ALTERNATES.

1. AT THE PREPARATORY COMMISSION (HEREINAFTER "COMMISSION") MEETING ON 6 MAY 1970 THE ALTERNATES WERE DIRECTED TO SUBMIT AT THE NEXT MEETING OF THE COMMISSION AN ESTIMATE OF TOTAL COMMON EXPENSES. AN AGREED BUDGET ESTIMATE IS ATTACHED AT TAB A, AND THE ALTERNATES INVITE THE COMMISSION TO APPROVE IT.
2. THE COMMISSION APPROVED A SET OF PRINCIPLES FOR THE BUDGET AT THE 6 MAY MEETING WHICH PROVIDED THAT THE ORIGINAL ESTIMATE SHOULD BE DETERMINED FOR THE PERIOD 3 MARCH 1970 - 31 MARCH 1971. IT HAS BEEN FOUND NECESSARY FOR FISCAL REASONS TO CHANGE THIS PERIOD TO 1 APRIL 1970 - 31 MARCH 1971. THE ALTERNATES ALSO INVITE THE COMMISSION TO APPROVE THIS REVISION.
3. AT THEIR 6 MAY 1970 MEETING THE COMMISSION APPROVED THE ESTABLISHMENT OF FOR STANDING SUBCOMMITTEES. BY 18 MAY THE RESPECTIVE GOVERNMENT HAD NAMED THE PERSONNEL WHO WILL

BE THE REGULAR MEMBERS OF THE SUBCOMMITTEES. IN THE MEANTIME ALL OF THE SUBCOMMITTEES HAVE MET AND HAVE BEGUN TO DRAW UP THEIR WORK PROGRAMS.

4. AT THEIR MEETING ON 6 MAY 1970 THE COMMISSION ALSO DIRECTED THE ALTERNATES TO:

A. FORMULATE

PROCEDURES FOR THE COORDINATION OF THE SUPPLYING TO EACH GOVERNMENT OF INFORMATION AGREED AS NECESSARY FOR THE PROMOTION OF THE PREPARATIONS FOR REVERSION.

B. FORMULATE PROCEDURES

FOR THE COORDINATION OF INFORMATION-GATHERING ACTIVITIES BY OFFICIAL JAPANESE GOVERNMENT MISSIONS FROM AUTHORITIES OF THE USG IN OKINAWA FOR PURPOSES RELATING TO REVERSION.

C. ARRANGE EFFECTIVE MEANS

BY WHICH NON-RYUKYUAN RESIDENTS, INCLUDING BUSINESSMEN AND PROFESSIONALS, CAN CONSULT WITH THE APPROPRIATE AUTHORITIES OF THE GOJ PRIOR TO REVERSION. THE ALTERNATES HAVE NOW

ESTABLISHED THE NECESSARY PROCEDURES. INCLUDING THE NAMING OF SPECIFIC OFFICIALS TO BE INITIAL POINTS OF CONTACT.

5. AT THE 6 MAY 1970 MEETING THE COMMISSION ALSO DIRECTED THE RESPECTIVE SUBCOMMITTEES TO PROCEED UNDER THE DIRECTION OF THE ALTERNATES TO IDENTIFY PROBLEMS TO BE SOLVED BEFORE THE RETURN OF ADMINISTRATIVE RIGHTS TO THE GOJ. TO DEVISE MEASURES TO SOLVE SUCH PROBLEMS AS ARE TO BE DEALT WITH IN OKINAWA, AND TO SUBMIT A PROGRESS REPORT AT THE NEXT COMMISSION MEETING. THE ALTERNATES AND THEIR STAFFS HAVE PRODUCED TWO LISTS OF PROBLEM AREAS. THE FIRST LIST, TENTATIVELY IDENTIFIED AS FALLING PRIMARILY WITHIN THE PURVIEW OF THE SUBCOMMITTEE FOR INDUSTRIAL AND ECONOMIC AFFAIRS, IS AT TAB B. THE SECOND LIST, TENTATIVELY IDENTIFIES AS BEING PRIMARILY WITHIN THE JURISDICTION OF THE SUBCOMMITTEE ON LOCAL PREPARATIONS FOR TRANSFER OF ADMINISTRATIVE RIGHT, IS AT TAB C. THESE LISTS ILLUSTRATE THE PROGRESS SO FAR ACHIEVED BY THE

-4-

SUBCOMMITTEES. THE ALTERNATES INTEND TO CARRY THIS WORK FORWARD. AND THE CONTINUED APPROVAL OF THE COMMISSION FOR THEIR DOING SO IS INVITED.

6. THE ALTERNATES INVITE THE COMMISSION TO APPROVE A PRESS CONFERENCE BY THE ALTERNATES IMMEDIATELY FOLLOWING THIS MEETING.

7. TO RESPOND TO THE REQUEST OF THE CONSULTATIVE COMMITTEE TO BE KEPT INFORMED OF THE PROGRESS OF THE COMMISSION FROM TIME TO TIME, THE ALTERNATES RECOMMEND THAT A COPY OF THIS REPORT, UNDER THE TITLE OF "REPORT TO THE CONSULTATIVE COMMITTEE FROM THE PREPARATORY COMMISSION," BE FORWARDED THROUGH PROPER CHANNELS TO CONCOM TOGETHER WITH AN INDICATION OF THE ACTION TAKEN ON IT BY THE COMMISSION AT THE 3 JUNE MEETING.

-5-

(3)